

平成 19 年度から最終年度（平成 24 年度）までの取組

平成 18 年 9 月 1 日現在の利用者、家族への聴き取り調査では、利用者の 105 人が施設ではなく地域においてグループホーム等での生活を望んでいます。

また、障害が重く意思を確認できなかった利用者の家族への聴き取り調査では、14 家族が地域における受け皿が整備された場合に、グループホーム等に移行することを希望しています。

このような、利用者・家族の希望調査を踏まえ、平成 19 年度から平成 24 年度までの間で、西駒郷利用者 120 人程度の地域生活移行が実現できるように努めます。

地域生活移行の見通し（平成 19 年度～平成 24 年度）

（単位：人）

年 度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
入所者数(年度当初)	2 2 5	1 9 5	1 7 5	1 5 5	1 3 5	1 1 5
地域生活移行者数	3 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
入所者数(年度末)	1 9 5	1 7 5	1 5 5	1 3 5	1 1 5	9 5

今後、地域生活移行を進めるに当たっては、次の7つの項目について重点的に取り組みます。

1 生活の場の確保

生活の場の確保については、「障害者グループホーム等整備事業」等により、利用者の意向を踏まえた必要量を計画的に確保するとともに、世話人研修等を通してサービスの質の向上を図ります。

2 日中活動の場の確保

日中活動の場の確保については、既存の制度を活用するとともに、就労支援の取組を強化します。

3 相談・支援体制の充実

地域の総合的な障害福祉計画を協議する場として、地域自立支援協議会の設立を支援します。また、圏域ごとに設置した障害者総合支援センターの相談支援体制を充実します。

4 在宅支援、余暇活動支援の充実

地域での生活の質をより高めるために、在宅支援及び余暇活動支援の充実を図ります。

5 啓発活動の推進

知的障害がある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、啓発活動を積極的に実施します。

6 権利擁護

身近な地域で、障害のある方の権利が擁護され、地域で安心した生活が送れるようにします。

7 自活訓練の充実

西駒郷利用者が地域の生活にスムーズに移行できるように、障害の重い方の自活訓練事業等を実施するとともに、社会生活上問題のある方については、専門的なプログラムを組んで支援します。

1 生活の場の確保

西駒郷利用者だけでなく、民間の施設入所者などのためのグループホーム等を全障害保健福祉圏域において整備できるよう、地域自立支援協議会及び障害保健福祉圏域調整会議を通じて関係機関等に働きかけます。

地域生活移行に当たっては、入所施設周辺のグループホーム等だけではなく、希望する地域で生活できるよう、圏域ごとに「グループホーム等入居待機者名簿」を整備することで、新たなグループホーム等の必要数（ニーズ）を把握し、市町村と連携し、資源開拓を圏域単位で進めます。

グループホーム等を設置しようとする法人や市町村等と密接な連携を図り、計画がスムーズに具体化するように支援し、利用者の地域での生活を実現します。

世話人やサービス管理責任者を対象とした研修会を実施することでサービスの質の向上を図るとともに、世話人を希望する方を対象とした研修会を開催し、世話人になる方の掘り起こしを図ります。

さらに、グループホーム等設置・運営や世話人の役割についてのマニュアルを活用し、NPO法人等によるグループホームの設立や運営を支援します。

利用者保護の観点に立ち、事業者による適切なサービス水準の確保を図るため、グループホーム等事業者への実地指導を行うとともに、利用者と面接し、支援が必要な場合は市町村、障害者総合支援センター等と連携して対処します。

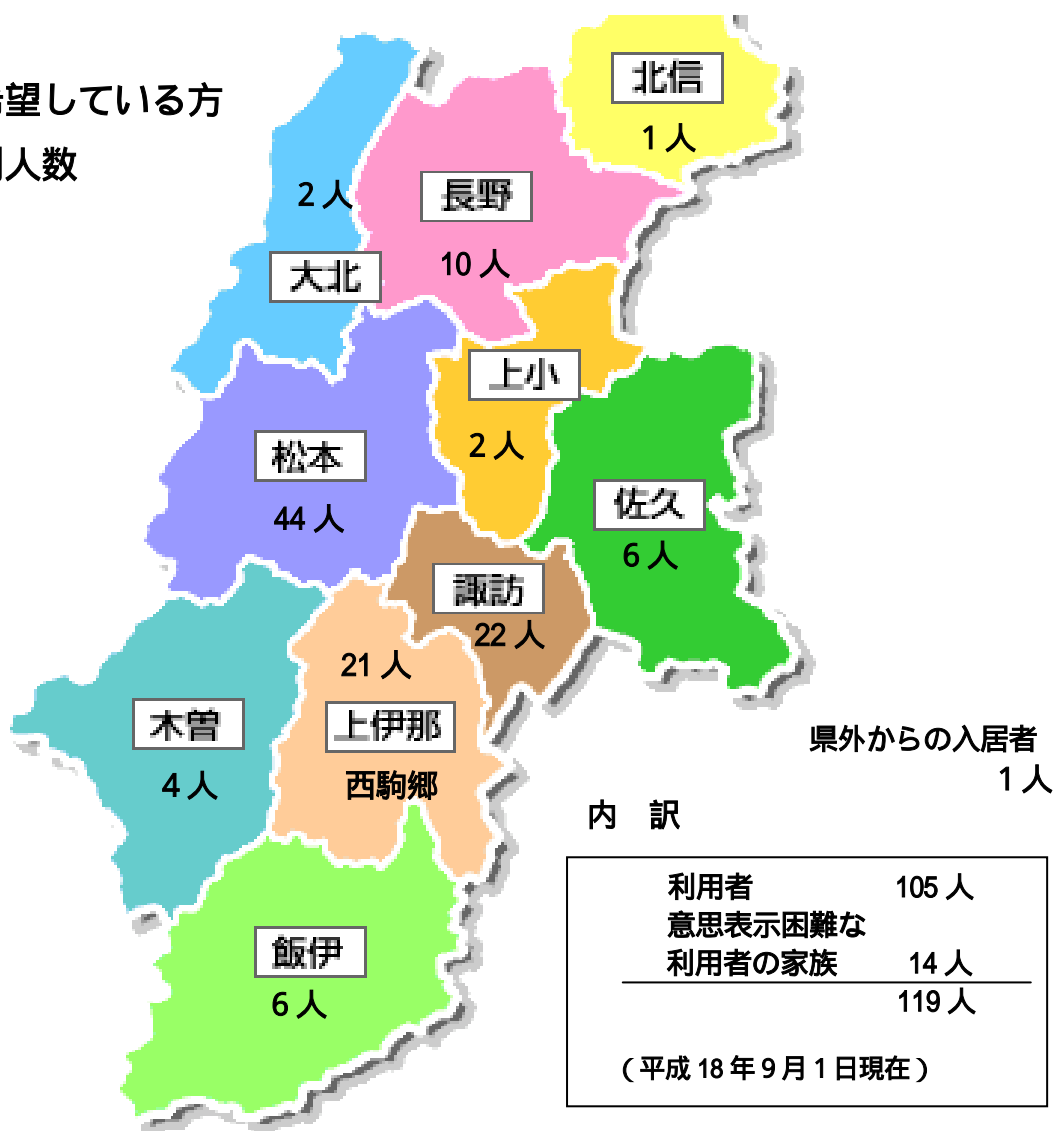
また、利用者の家族等にも定期的にアンケート調査を行うなど、サービスの質の確保に努めます。

グループホーム等設置の見通し（平成19年度～平成24年度）

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
グループホーム等数（か所）	45	34	30	30	30	30	233

平成21年度までは平成18年10月実施のグループホーム等整備計画調査による計画数。
22年度以降は障害者プランのサービス見込み量に基づく推計。

地域生活を希望している方の出身圏域別人数



障害のある方だけでなく、高齢の方も対象とした地域共生型生活ホームの設置・運営を支援します。

人口が少なく入居者が集まらず、グループホームを設置することが困難な町村においても、障害者の地域での生活が可能となるよう、平成16年度から、地域共生型生活ホームを制度化しました。この住居は、障害のある方だけでなく、高齢者や高次脳機能障害者等、市町村で支援が必要と認められた方の入居も可能とし、身近な地域で生活することができます。

重症心身障害者、強度行動障害*のある方や自閉症*の方等を対象としたケアホームを支援します。

障害の特に重い方については、施設入所のみを選択肢とするのではなく、必要な支援を組み合わせることにより、地域で生活することが可能となるような施策の充実が求められています。

そのため、県では平成 15 年度から、医療的なケアの必要な重症心身障害者のグループホームを、平成 16 年度からは、医療的なケアは必要ないが手厚い支援体制が必要な障害の重い方を支援するためのグループホームを制度化しました。障害者自立支援法においてケアホームが制度化されたことから、これらの施策を併せて活用し、引き続き障害の重い方の支援を積極的に行います。

さらに、今後、専門的な指導をすることができる職員のいる県内の法人と連携するなど、特に手厚い支援が必要な方の地域生活を支える個別的な支援体制を運営管理するシステムを構築することを検討します。

地域移行型ホーム、敷地に近い場所でのケアホームの整備を検討します。

地域生活移行を希望しているが、希望する地域にグループホーム等の受け皿が整っていないのですぐには移行できない方や、障害程度区分は低いが西駒郷で継続的な支援が必要な方については、社会福祉法人等と連携して、西駒郷の近くの職員宿舎等を活用したグループホームや敷地内の地域移行型ホームの設置を検討してまいります。

県営住宅等公営住宅やアパートへの単身入居を促進します。

平成 18 年 2 月から、知的障害者及び精神障害者が公営住宅に単身入居できるようになりました。そうした一人暮らしの方を支援していくため、地域の支援体制を調整する「居住サポート事業」の活用や「あんしん賃貸支援事業」など住宅施策とも連携し、市町村や社会福祉法人と連携した居住サポートの仕組みを構築し、障害のある方が安心して生活できるよう支えていくことが必要です。

2 日中活動の場の確保

(1) 就労の場

一般企業の雇用が可能となるよう、障害者就業支援ワーカー*と求人開拓員*を全ての障害保健福祉圏域に配置し、企業への就労支援を進めます。

一般就労に向け、障害者総合支援センターに配置する障害者就業支援ワーカー及び各地方事務所に配置する求人開拓員を中心に、ジョブコーチ*などの障害者就業支援施策を活用し、障害者雇用の促進を図ります。また、障害者職業センターやハローワーク等関係機関との連携を強化します。

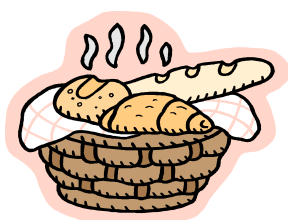
「障害者民間活用委託訓練事業」により障害者対象の3級ヘルパー養成講座等を開催する等、資格の取得とともに福祉施設等への就労を支援します。

県関係の庁舎内における就労の場の拡大とともに、市町村や企業に対して就労の場の拡大について働きかけます。

平成14年度から県庁舎において、また、平成15年度からは全合同庁舎において、清掃業務の一部を障害者施設へ委託しています。

平成16年度からは、合同庁舎以外の11か所の県施設で清掃業務を委託しています。さらに、公共施設の環境整備など、公的機関での障害者の就労の場の拡大を図ります。

平成16年3月から県庁舎内で、障害のある方がワゴンで職場を回り、コーヒーや、共同作業所等で作ったパン・クッキーを販売する「ワゴンカフェ」を開始しました。今後、県内の大手企業等への展開を図ります。



作業所等の自主製品の品質の向上や受注を拡大し、障害者の収入増を図ります。

平成 16 年度に配置した製品開発販売コーディネーターと受注開拓コーディネーターに加え、平成 18 年度から 4 か所の障害者総合支援センターに授産活動活性化支援員*を配置し、企業等に対する営業活動や受注開拓、新しいビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

その取組の中から、ドリンクメーカーの事業所内において空き缶の分別作業を共同作業所が受注する企業内授産や、伝統工芸、農業などの分野と連携した取組など新しい試みが始まりました。

今後も、行政と民間事業者が連携し共同受注を強化するとともに、施設に多様な営業技術を効率的に導入できるよう支援します。

また、共同作業所の管理者とスタッフを対象とした研修を実施し、経営の安定化や職員のスキルアップを図ります。

(2) ゆったりとした活動の場

生活介護事業所等の整備を促進するとともに、既存施設の改修費等に対する補助事業を実施するなど、障害の重い方たちの日中活動の場を充実していきます。

障害が重く、福祉的就労の困難な方々のために生活介護事業所等の整備を図るとともに、平成 16 年度に創設した「知的障害者日中活動の場拡大事業」を実施し、生きがいのある充実した日中活動の場が確保されるよう支援します。

平成 18 年度から実施している「重症心身障害児（者）通園事業」を拡充し、在宅の障害の重い方たちを支援してまいります。

また、医療的ケアを必要とする障害児者のために、看護師を配置した場合等の費用に対して助成する「障害児・者施設訪問看護サービス事業」を引き続き実施します。

さらに、宅幼老所において生活介護事業が実施されることにより、知的障害児者の地域生活をサポートする拠点となるよう支援してまいります。

3 相談・支援体制の充実

障害保健福祉圏域ごとに「相談支援体制整備推進アドバイザー」を設置し、市町村が設立する地域自立支援協議会とともに障害者総合支援センターが車の両輪となり地域の障害者福祉を支えることができるように、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整を行います。

障害者の地域生活を支える各種相談・支援機関として、平成 16 年度に 3 障害の相談をワンストップで受け付けて支援する障害者総合支援センターを各圏域に設置し、障害者生活支援ワーカー*や障害者就業支援ワーカーを配置して、障害のある方が利用しやすい総合的な相談支援体制を構築してきました。

障害者自立支援法により、市町村が基礎的な相談支援事業を実施し、県は専門性の高い相談事業を実施するように役割分担することになりましたが、それぞれの相談支援体制を充実してまいります。

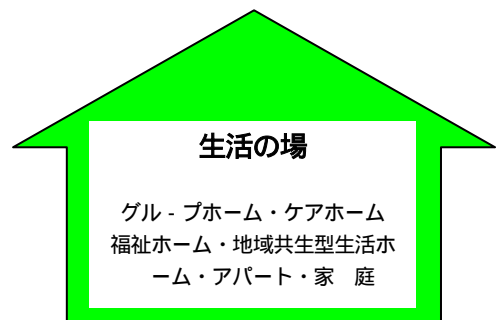
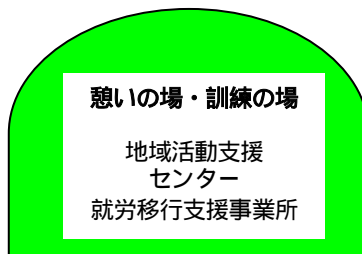
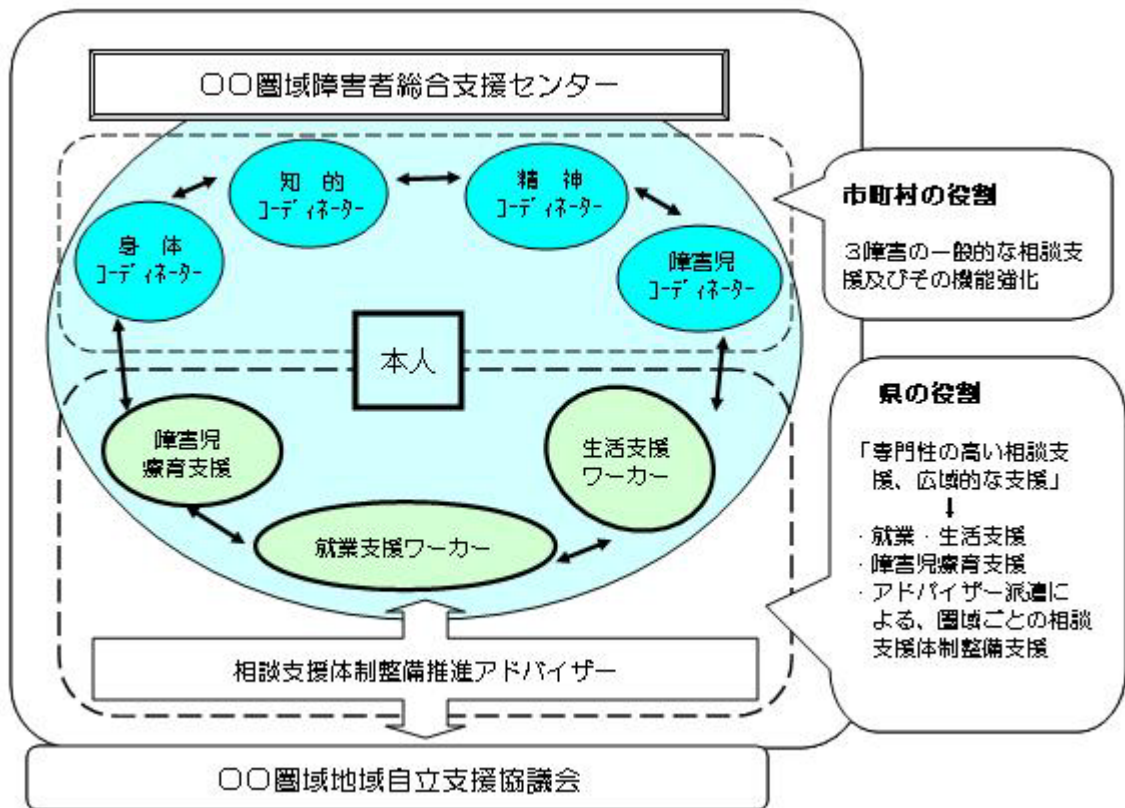
障害者福祉に関する知識及び経験が豊かな人材を「相談支援体制整備推進アドバイザー」として各圏域に配置し、地域で対応困難な事例への助言、相談支援従事者の資質向上に向けた指導、広域的な課題の解決に向けた体制整備の支援、権利擁護や就労支援など専門的な支援システムの構築に取り組みます。

自閉症児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障害支援センター*での療育相談体制を強化します。

自閉症・発達障害支援センターは、当事者や家族にとって、専門的な相談・支援機関として、その役割が期待されています。長野市にある精神保健福祉センターの療育スタッフを増員するとともに、中南信地域に窓口を開設し、療育相談体制を強化しました。

また、教育・福祉・保健・医療等の関係者に対する研修や人材養成セミナーを実施して人材を養成するとともに、平成 17 年度に作成した「自閉症支援ガイドライン 2005」の活用や講演会の開催を通じて、自閉症への理解が進むよう普及啓発に努めます。

障害者のための相談支援体制



人的配置	内容
相談支援体制整備推進アドバイザー	地域のネットワーク構築に向けた指導、調整 地域における専門的支援システムの立ち上げ
障害児療育コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 訪問、外来等による療育指導 等
知的障害者生活支援コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 地域の啓発活動 等
障害者生活支援ワーカー	生活全般の相談支援 ・金銭、衣食住に関すること、余暇活動、健康等の日常生活上の配慮 ・近隣、親等との関係調整や緊急時の対応等支援活動
障害者就業支援ワーカー	就業に係る相談支援 ・職業生活全般に係る相談 ・就職、職場実習に係る相談支援 ・就職後の職場定着支援 ・事業主に対する相談支援
精神障害者生活支援コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 地域の啓発活動 等
身体障害者生活支援コーディネーター	相談、各種福祉サービス等の全体調整 地域の啓発活動 等

4 在宅支援、余暇活動支援の充実

地域生活支援事業の実施を市町村に働きかけるなど、在宅生活を積極的に支援します。

障害者自立支援法により、居宅介護サービスのほか、移動支援や日中一時支援などの在宅障害者へのサービスが市町村の地域生活支援事業として位置づけられました。

地域生活支援事業には、障害者が地域で生活するために欠かせない事業が多くあるため、市町村に事業への積極的な取組を求めるとともに、研修を通じた人材育成や事業の普及啓発、タイムケア*事業を実施するなど在宅生活を支援します。

障害者の週末等の余暇を充実し、社会参加を促進します。

入所施設から地域生活に移行された方の中には、週末の過ごし方に不安や戸惑いを感じる方も多いと思われるので、週末や夜間の余暇活動への支援が必要です。

そこで、在宅障害者の週末や夜間の余暇の充実を図るため、平成 16 年度から「障害者余暇活動支援事業」を実施し、余暇活動の場の提供や相談支援を行う NPO 法人等を支援しています。

余暇活動の充実が図れるよう、ボランティア等の身近な人による支援活動の充実に取り組みます。



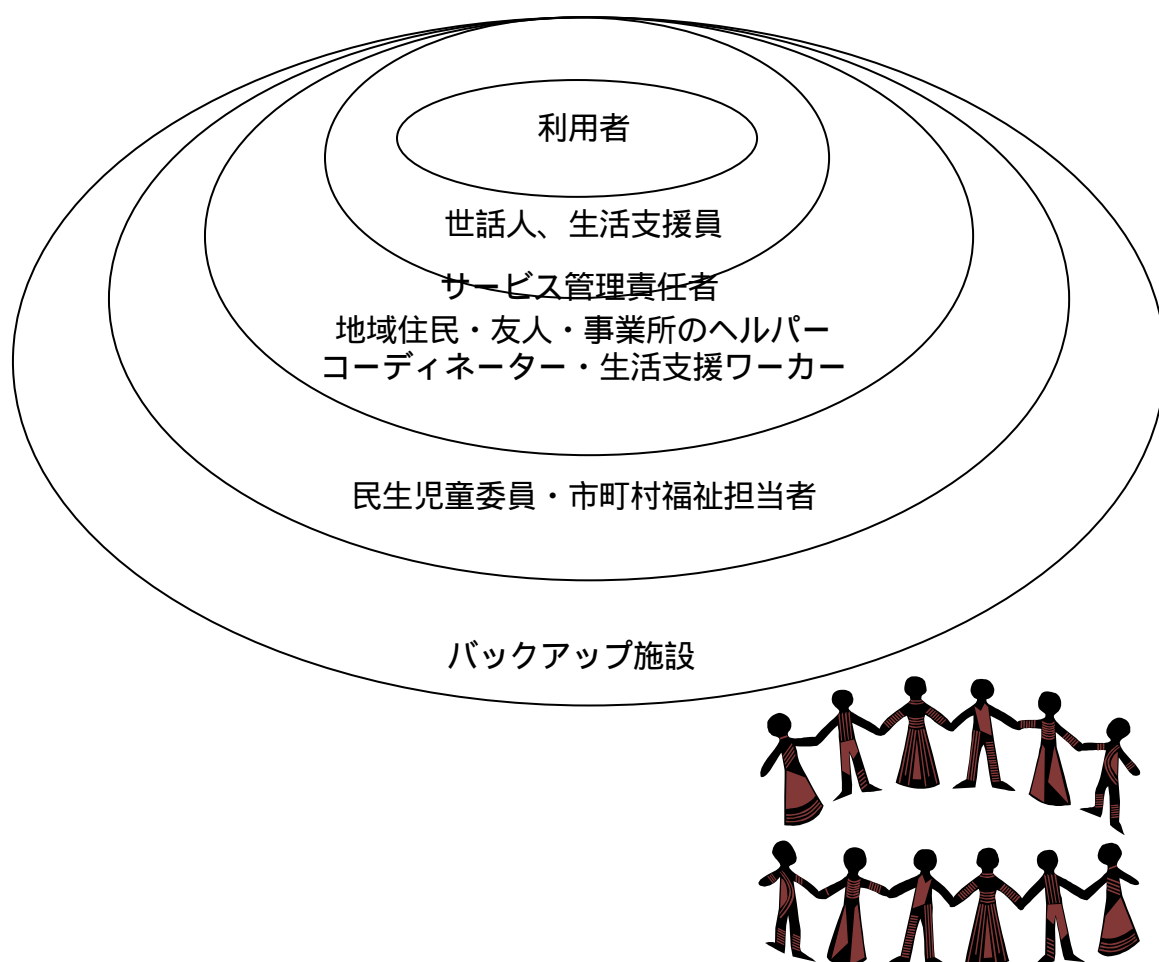
地域での生活を支援する人材を確保します。

従来の障害者ケアマネジメント従事者研修を引き継ぎ、障害者自立支援法に基づく相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修を実施し、障害者の地域生活を支えるマンパワーの確保と資質の向上を図ります。

介護保険法の訪問介護事業所が、障害者の居宅サービスを行う場合、障害者のニーズに合った良質なサービスを提供するため、サービス提供者に研修を行い、当該事業所全体のレベルアップを図ります。

グループホーム等の運営に関係する世話人等の方々の資質向上を図るための研修も実施します。

グループホーム等の利用者を支える人の輪



5 啓発活動の推進

知的障害がある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、様々な啓発活動を実施します。

知的障害がある方に対する住民の理解を深めるために、平成 15 年度は、各地域の民生児童委員や住民を対象に、知的障害者に対する理解を深めるための研修会を 43 回開催しました。また、グループホーム等が設置される地域などで、ビデオなどを利用した説明会を 17 回実施し、啓発を行ってきました。

また、平成 17 年度と 18 年度には「地域に暮らそうフォーラム」を開催し、知的障害がある方を地域で支える取組について全国に向けて発信しました。

今後、さらに各圏域での講演会やシンポジウムなどとともに、「障害者週間」などの啓発活動を積極的に行い、障害のある方とない方が共につくるコミュニティをめざします。

知的障害者のオリンピックであるスペシャルオリンピックス(SO)冬季世界大会が平成 17 年 2 月に長野県で開催されました。SOムーブメントは、平成 18 年 2 月に設立された NPO 法人スペシャルオリンピックス日本・長野に引き継がれ、知的障害者への理解を深めるための広報・啓発・普及活動のほか、各種スポーツ大会やスポーツトレーニングが実施されています。

6 権利擁護

障害のある方の権利が擁護され、地域で安心した生活が送れるように、障害者総合支援センターが、地域生活の相談や支援をきめ細かに行うとともに、市町村社会福祉協議会など関係機関との連携を強化します。また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価を実施します。

知的障害がある方が地域で安心した生活を送るためには、様々な権利侵害や自らの権利行使に対する支援が必要となります。

グループホーム等地域で生活している方の身近な相談相手、支援者としては、グループホーム等の世話人やバックアップ施設の職員、そして、圏域ごとに設置する障害者総合支援センターの障害者生活支援ワーカーがおります。なかでも、平成16年度から10圏域の障害者総合支援センターに配置した障害者生活支援ワーカーは、グループホーム等で生活する方を訪問して直接生活全般の相談、支援を行いますので、様々な権利侵害に関わる事柄や苦情についても第三者的な立場で相談に対応することができます。

障害者総合支援センターやバックアップ施設で対応が難しい専門的な事柄については、地域福祉権利擁護の相談窓口である基幹的社会福祉協議会を中心に圏域ごとに関係機関や団体とのネットワークを構築し、障害者や高齢者など地域住民の権利擁護に関する相談に対して成年後見制度の活用も含めた総合的な支援ができるよう体制を整備していきます。

また県では、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対するサービス選択の一助となる情報を提供するため、平成17年12月から福祉サービス第三者評価を開始しました。今後とも、評価機関の認証、評価手法や評価項目（調査票）の策定、評価調査者の養成研修や継続研修等を実施し、制度の普及に努めます。

7 自活訓練の充実

西駒郷利用者が地域での生活へスムーズに移行できるように、自活訓練事業を引き続き行います。また、地域生活に移行する際には、事前にグループホーム等で生活体験できるような支援を行います。

現在、地域生活移行する方のために半年から1年間の自活訓練事業を西駒郷の敷地内と敷地外の住宅で実施しています。

平成16年度には「ほほえみ棟」を一部改修して、平成18年9月まで障害の重い方を対象とした自立生活体験を実施しました。

今後も、引き続き自活訓練、生活体験を積極的に実施し、地域生活と施設での生活の差を体感したり、事前の宿泊体験を通して一緒に生活する他の利用者との相性を確認するなど、スムーズな地域生活移行に結びつけていきます。

障害の重い方については、生活体験を通して生活志向を汲み取るなど、本人の希望に沿った支援を行えるよう取り組みます。

在宅の障害者がグループホーム等で宿泊体験できる事業を実施します。

特別支援学校や地域の作業所等へ通っている在宅の障害者が、短期間であっても家族から離れ、宅幼老所やグループホーム等の空き部屋等を利用し、地域で一人で自立した生活を送るための宿泊体験ができる「障害者自立生活体験事業」を平成16年度から実施しています。

引き続き「障害者自立生活体験事業」を実施し、宿泊体験を通して本人や家族の地域へ出ることへの不安を取り除き、円滑に地域生活に移行できるよう支援します。